

稚内タツナラシ山ウィンドファーム（仮称）計画段階環境配慮書に対する質問事項及び事業者回答

1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	本事業に関し、アセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施している又は実施を検討している場合、環境要素ごとに調査の実施時期や内容をご教示ください。	現時点で実施している前倒し調査はありません。調査が長期に渡る希少猛禽類調査を前倒しで実施するなど、今後の工程の検討状況によっては前倒し調査を実施する可能性はありますが、現時点では実施の有無も含め、その詳細は未定です。
1-2	-	図書の公表	1次	貴社ウェブサイトによると、本配慮書のインターネットでの公表について、電子縦覧図書のダウンロード・印刷はできないこととなっています。また、公表期間は縦覧期間に追加して自主的な公表期間を設けていますが、その期間についても12月22日までとなっています。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや法に基づく縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。	縦覧図書のダウンロード・印刷の不可については、データの改ざん等、図書の悪用・乱用を防ぐ目的であり、その恐れを排除できない限りにおいては、対応は出来ないものと考えています。ただし、図書公表については、HP縦覧案内に記載している通り、縦覧期間終了後も閲覧延長を検討しています。また、環境省より要請のあった環境影響評価情報支援ネットワークでの公開も検討しています。
1-3	-	相互理解促進	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	逐一、稚内市役所（エネルギー対策課）とご相談をしながら、事業を進めています。また、住民へは、環境影響評価手続きに基づき、住民説明会を実施するとともに、環境の保全の見地からの意見をお寄せいただき、それらを踏まえてより良い事業計画を策定する考えです。なお、事業実施想定区域の周辺の4地区（恵北、増幌、樺岡、上声間）に対しては、配慮書公開前に説明会や事業計画資料の戸別配布を行いました。引き続き理解を得られるよう努めます。

2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	4	事業実施想定区域	1次	事業実施想定区域として、風力発電機設置想定範囲のほか、大型資材の搬入路及びその他の工事用資材の搬出入路の造成を行う可能性がある範囲、その他の設備を配置する可能性がある箇所、その間に存在する空間地についても含めて設定したとあります。 ①現段階において、大型資材の搬入路及びその他の工事用資材の搬出入路の造成を行う可能性がある範囲と、その他の設備を配する可能性がある箇所とされた範囲をお示し願います。 ②風力発電機設置想定範囲及び①でお示しいただいた範囲以外の範囲については、空間地として設定したものであり、現段階において改変の予定がないということよろしいでしょうか。	①現段階においては、大型資材の搬入路及びその他の工事用資材の搬出入路の造成及びその他の設備の配置について、検討中です。実際の配置計画は、配慮書手続における環境の保全の見地からの意見や、今後の現地確認・調査結果等を踏まえ、策定する考えです。ただし、どのような計画となった場合にも、「稚内幌延線」、「稚内豊富線」及び「タツノウシナイ川沿いの一般道」で囲まれた範囲内に納める想定です。そのため、配慮書において示した事業実施想定区域のうち、風力発電機設置想定範囲を除く範囲が、大型資材の搬入路及びその他の工事用資材の搬出入路の造成を行う可能性がある範囲と、その他の設備を配する可能性がある箇所とされた範囲となります。 ②考え方は「①」とおりですが、今後の検討においては、住宅を避けるとともに、基本的には放牧地も極力回避したいと考えています。
2-2	16-17	表2.2-1 表2.2-2	1次	①表2.2-1について、それぞれの写真の撮影場所をご教示願います。 ②撮影された写真について、曇っている等により遠景が不明瞭なものや、地表が暗いものが散見されます。写真については、よく晴れた日のものを使用することが望ましいと考えますが、現時点で提示可能なものがあれば、お示し願います。	①別添2-2のとおりお示します。 ②現時点では配慮書に掲載したものしかご提示できる写真がありません。方法書までに再撮影いたします。
2-3	27	(ウ) 法令等の規制を受ける区域の確認	1次	稚内市のガイドラインとのことですが、法規制により極めて建設が困難な場所のうち森林法について、該当する具体的な規制の内容を伺います。	稚内市に確認したところ、森林法第10条の2に基づく地域森林計画対象民有林における開発行為の許可や、同法第34条に基づく保安林における制限といった、森林法における制限に係るものとのことです。
2-4	34	(キ) 事業実施想定区域の設定	1次	①既存道路及び自社グループ所有地の境界及び土地利用の状況を加味して区域設定したとありますが、それがどのような条件を満たし線引きされたのかわからないため、「境界及び土地利用の状況を加味」を具体的に説明願います。 ②今後の区域の絞り込みに関し、搬出入路の造成による住宅への環境影響について、現段階で、どのような配慮を検討されているか、事業者の見解をご教示ください。	①事業実施想定区域の東側・西側及び南側については既存の道路を境界としました。北側については、尾根付近については自社グループの所有地を境界とし、麓から既存道路までの間については土地利用を見ながら造成土量や伐採木が多くなりやすい丘陵や樹林地を極力外すよう、区域を設定しました。 ②住宅については、今後、その居住の有無の確認を進める予定です。基本的に、居住している住居の立ち退き等を求める考えはありません。また、影響を低減するため、居住している住居からはできる限り離隔を確保して搬入路等を造成したいと考えています。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-5	37	複数案の設定について	1次	①本事業は、ツツナラシ山に存在する所有地を活用したものとありますが、今回設定した事業実施想定区域の全域を所有しているということでしょうか。 ②道では、方法書において風車配置を示すことを事業者にお願ひしていますが、土地所有者との協議等を理由として、図書に示されない場合が多くあります。自社所有地を活用した本計画であれば、そのような問題は生じないかと思われませんが、方法書段階で、風車配置案を示していただくことは可能でしょうか。事業者の見解を伺います。	①事業実施想定区域の検討に当たっては自社グループの所有地の活用を基本とはしていますが、必ずしも事業実施想定区域のすべてが自社グループの所有地ということではありません。 ②今後の事業計画の熟度に応じて、可能な限り方法書において風力発電機の配置案をお示しできるよう努めます。
2-6	38-40	(3)稼働中及び計画中の風力発電事業の状況について	1次	事業実施想定区域周囲で稼働中もしくは計画中の他事業について、 ①他事業の情報を入手し、環境影響評価に反映することは有効であると考えますが、現在までの協議状況についてご教示願います。 ②本事業による景観に係る影響範囲を基に周辺事業の情報を確認されていますが、工事関係車両の主要な走行ルートが重複する可能性を考慮した場合、より南側に位置する事業についても累積的影響について検討する必要がある可能性はないでしょうか。事業者の見解をご教示ください。 ③今後他事業との環境影響の累積的影響の評価についてどのように対応していく予定かご教示願います。 ④評価書手続きまで進んでいる（仮称）樺岡風力発電事業と事業区域が重複していますが、事業者である合同会社道北風力とはP40の図2.2-16下部に記載の内容以外にも情報共有等を実施しているのでしょうか。している場合はその概要を、していない場合はその理由をご教示願います。	①隣接する道北風力様（樺岡風力発電事業）には本事業計画を説明していますが、具体的な協議は行っていません。その他の事業についても、現時点では協議等は行っていません。今後、先行する事業者に対し情報共有を求め、それらの情報を踏まえて適切な調査、予測および評価に努めます。 ②周辺事業の詳細は把握できていませんが、工事関係車両の主要な走行ルート等が本事業のものと重複する場合には、累積的影響についても検討する必要があると考えます。先行する事業者に対し情報共有を求め、それらの情報を踏まえて適切な調査、予測および評価に努めます。 ③累積的影響の予測及び評価に必要な情報については、環境影響評価図書等の公開情報を収集するとともに、先行する事業者に対し情報共有を求め、それらの情報を踏まえて適切な調査、予測および評価に努めます。 ④現在、（仮称）樺岡風力発電事業については把握している情報は、P40の図2.2-16下部に記載のもののみです。それ以外の情報共有としては、「①」における回答のとおりです。

3. 「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	41	第3章	1次	豊富町及び猿払村について、垂直見込み角1.0°以上の大きさを視認できる範囲に主要な眺望点がないこと、その他の環境影響については距離が十分離れていることを理由に関係市町村に含めていませんが、豊富町及び猿払村には関係市町村に含めないことについて了解を得ていますでしょうか。	豊富町及び猿払村については、関係地方公共団体に含めない考え方についてご説明を行い、先方での検討の結果、含めなくて良いとの判断となったことをご連絡いただいております。
3-2	45 48 56	苦情の発生状況（大気汚染、騒音、振動音、超低周波音、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下）	1次	聞き取りの結果、苦情は確認されなかったとのことですが、確認された対象期間をご教示ください。	苦情の発生状況につきましては、各行政担当部局に聞き取りを行った結果となっておりますが、その期間については確認を行っておらず、現時点では、対象期間を把握していません。なお、聞き取りを行った時点で記録として残されている苦情の情報はないということかと推察しており、本事業の環境影響評価を進める上では特に近年における苦情の発生状況が分かれば問題ないものと考えたことから、特に期間についての確認は行わなかったものです。 なお、先方の負担を考えれば一事業者から各行政担当部局にその期間について改めて問い合わせることは大変煩われますが、審査を行う上で必要とのことであれば、対象とする項目を指定いただければ、その項目について、改めて各行政担当部局に確認のうえ、方法書においてお示ししたいと思います。
3-3	49	(1)水象の状況	1次	①藤山の沢川は、50ページ及び53ページの図によると、増幌川の支流ではなく、声間川の支流ではないでしょうか。本文と図の内容について確認の上、正しい内容をご教示ください。 ②湖沼及び海域の状況についてどのように認識されているかをご教示ください。	①大変失礼いたしました。ご指摘の通り、「藤山の沢川」は声間川支流です。正しくは以下のとおりですので、方法書において記載を修正いたします。 --- 事業実施想定区域及びその周囲には主な河川として「声間川」及び「増幌川」が存在しており、事業実施想定区域から「声間川」の支流である「パンケシュブナイ川」、「ケラシブナイ川」及び「藤山の沢川」が、「増幌川」の支流である「右の沢川」等が流れ出している。 --- ②湖沼として大沼及びメグマ沼が存在し、いずれも宗谷湾に流入しています。
3-4	69	表3.1-18 動物の重要な種（両生類）	1次	チョウセンヤマアカガエルについて、「流通はなく繁殖場所・行動が特異なので、道内での繁殖の可能性はほぼないと考えられるため」との理由から北海道ブルーリスト改定版【両生爬虫類】ではリストから削除されています。文献ではどのような情報が記載されていたのか、ご教示願います。	配慮書においては、改定前の「北海道ブルーリスト2010」における情報を取りまとめていました。ご指摘を踏まえ、方法書においては改訂版の情報も含め情報を精査します。
3-5	72-78	海ワシ類の渡り経路	1次	事業実施想定区域及びその周辺は、オオワシとオジロワシの渡り経路であるほか、罫としての利用されている箇所があることが示されています。このことについて、事業者としてはどのように考え、今後どのように対応していく予定か、見解をお示しください。	今後の現地調査において、方法書段階の対象事業実施区域及びその周囲におけるオオワシ及びオジロワシの渡りを含む飛翔状況や生息状況の把握に努め、その調査、予測結果を踏まえ必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-6	83	センシティブ ティマップ	1次	事業実施想定区域及びその周辺には、チュウヒやオジロワシ、オオワシ等の生息情報やハクチョウ類や海ワシ類等の集団飛来地に該当している、注意喚起レベルA1のメッシュが存在しているほか、事業区域全域がA1メッシュもしくはA3メッシュと重複しています。このことについて、事業者としてはどのように考え、今後どのように対応していく予定か、見解をお示ください。	今後の現地調査において、方法書段階の対象事業実施区域及びその周辺における希少猛禽類等の飛翔状況や生息状況の把握に努め、その調査、予測結果を踏まえ必要に応じて適切な環境保全措置を検討します。
3-7	85 86	重要湿地	1次	重要湿地について、出典を確認すると「メグマ沼湿原、声間大沼・声間川」となっていますが、メグマ沼湿原を抽出しなかった理由を伺います。あわせて、植物の群落として、同じ出典から情報を収集していますが、そちらでは「メグマ沼湿原、声間大沼・声間川」ひとまとめとしています。これらの扱いが違うのは、どういった理由なのでしょう、ご教示願います。	出典元において、以下のとおり生物分類群が整理されていることから、「声間大沼」及び「声間川」は動物の注目すべき生息地として、「メグマ沼湿原、声間大沼・声間川」は重要な植物群落等として扱っております。 ―― 「生息・生育域」【生物分類群】選定理由 「メグマ沼湿原、声間大沼・声間川」【湿原植生】 久種湖と並び国内最北の湿原の一つ。ワタスゲ、エゾセンテイカが優占する。ヨシーイワノガリヤス群落、ハンノキ林など。ガンコウラン、ヒメシャクナゲが生育する。 「声間大沼」【ガンカモ類】コハクチョウの渡来地。 「声間川」【淡水魚類】イトウの生息地。 ――
3-8	88 89	植生の状況	1次	①図3.1-21に基づいて、植生自然度10、9の範囲を色分けした図をお示しいただくことは可能でしょうか。 ②また、これらの群落が生息する範囲は原則変更を避けるべき部分ですが、風力発電機設置想定範囲のほぼ全てが当該群落であるほか、事業実施想定区域全体を見ても非常に広範囲に分布しています。当該部分に対する事業者の見解とともに、今後どのような環境保全措置を検討していくのかお示ください。	①別添3-8にてお示しします。 ②ご指摘のとおり、「自然環境保全基礎調査」の結果に基づけば、風力発電機設置想定範囲のほぼ全てが、自然植生のうち植生自然度が高い(自然度9～10)とされる凡例に該当しています。また、植生自然度が高い凡例については可能な限り変更を避けるべきであるとの考え方については理解しています。 一方で、本事業の風力発電機設置想定範囲である主稜線は過去に他事業者により風力発電機の建設が計画され環境影響評価法に基づく確定通知が発出された場所であり、また、タツナラシ山は3-10にて回答のとおり過去に度々発生した山火事により植生が消失した後に成立した二次植生であることから、「自然環境保全基礎調査」の結果のみを以って判断するものではないと考えます。そのため、今後の現地調査において自然度の高い植物群落の範囲の把握を行うとともに、事業計画の検討にあたっては、現地調査結果に基づき、可能な限り影響の回避又は低減に努める所存です。
3-9	90	重要な植物群落	1次	重要な植物群落の選定基準に、植生自然度の高い群落が含まれていません。自然度の高い群落は、その形成過程において地域特性を反映しており、地域特性上重要な群落として選定する必要があるのではないかと考えますが、事業者の見解を伺います。	タツナラシ山においては、3-10にて回答のとおり過去に度々山火事が発生し、それによりそれまでの植生が消失し、現在のような植生になった場所であると承知しています。 環境省の「自然環境保全基礎調査」に基づく現存植生図から、事業実施想定区域及びその周辺に植生自然度の高い植物群落が存在することは認識しておりましたが、前述のような来歴から、現時点では重要な植物群落として扱いませんでした。 なお、今後の現地調査において自然度の高い植物群落の範囲の把握を行うとともに、事業計画の検討にあたっては、現地調査結果に基づき、可能な限り影響の回避又は低減に努める所存です。
3-10	95 96	図3.1-23 環境類型区分図	1次	主稜線上の「草地」について、その来歴を伺います。	タツナラシ山の主稜線については過去の山火事によってそれまでの植生が消失し、その後現在のような植生になったと聞いております。昭和40年代以降は手付かずのまま現在に至ります。 タツナラシ山沿革(当社内の記録より) 明治44年 稚内の大火にて広範囲に被害 大正6年 国有林を購入、立木を伐採して出荷 昭和15-16年 40haの植林を実施 昭和26年 山火事発生 昭和29年 育苗事業を実施(昭和37年頃まで) 昭和40年以降 製紙用チップが海外材ヘシフトし国内材の需要減。また、風が強く良木が育ちににくいことから、当該土地の有効活用が出来ないまま現在に至っております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-11	99	図3.1-24(1) 重要な自然環境のまとまりの場の分布状況	1次	風力発電機設置想定範囲のほぼ全て及び範囲周辺の事業実施想定区域が水源かん養保安林に指定されているほか、事業実施想定区域の一部が防風保安林に指定されています。保安林は公益目的を達成するために指定されているものであり、国有林、民有林を問わずできるだけ改変を避けるべきと考えます。 ①水源かん養保安林について、その機能への影響についてどのように考えているのか、伺います。 ②防風保安林について、当該保安林の保全対象はどこになるのでしょうか。お示しください。	①水源かん養保安林の改変により、水源のかん養の機能に係る影響が生じる可能性があることと認識しています。今後、関係機関との協議を行い、水源かん養保安林の機能を著しく損なうことのないよう事業計画を検討します。 ②当該防風保安林の保全対象については、現時点では把握していません。
3-12	101	(c) 事業実施想定区域における食物連鎖	1次	稚内市ではシカによる様々な被害が問題になっているように相当の存在地位を占めていると考えますが、シカが好む生息環境が広く含まれているにも拘わらず言及がない理由及び本地域におけるシカに対する認識を伺います。	ご指摘のとおり、稚内市内では市街地や沿岸部等、市内の様々な場所でシカが出現する状況であると認識しています。 なお、事業実施想定区域及びその周囲における食物連鎖模式図の作成にあたっては、生物とその生息、生育環境の関わり、生物間の相互の関係について代表的な生物種を選定することとし、草食性哺乳類についてはより高次の生物種との関係性が高いユキウサギを代表的な種としました。
3-13	102	3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	景観資源、主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場のいずれにおいても区域北部からの選定がほとんどとなっておりますが、選定にあたり、関係市町村や関係団体にヒアリングは実施しているのでしょうか。している場合はその概要を、していない場合は今後の実施予定についてご教示願います。	景観資源、主要な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場の選定にあたっては、情報を整理したうえで稚内市に確認していただきました。主要な眺望点については、稚内市より「眺望点となり得るかは不明なところですが、区域の周辺では沼川みのり公園もあるかと思えます。」とご意見をいただきましたが、沼川みのり公園の活用状況は農業体験などの自然観察などが主であると判断し、主要な眺望点としては選定せず、人と自然との触れ合いの活動の場として選定しました。人と自然との触れ合いの活動の場の選定については記載されている場所で問題ないのご意見をいただきました。
3-14	104	(b) 主要な眺望点	1次	事業実施想定区域周辺には住宅が密集している地域がありますが、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所についても眺望点を選定すべきではないでしょうか。事業者の見解をご教示ください。	地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所について、方法書の作成にあたり、今後稚内市へのヒアリング等も実施したうえで適切に地点を選定します。
3-15	106	(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	事業実施想定区域内には主要な人と自然とのふれあい活動の場は存在しないとありますが、タツナラシ山の登山やハイキングでの利用はないのでしょうか。	タツナラシ山は、王子ホールディングス株式会社の所有地です。柵などで一般の立ち入りを禁止しているものではありませんので散策されている方はいるかもしれませんが、基本的には関係者以外の立ち入りは想定しておらず、収集した文献その他の資料においても登山やハイキング等の対象として紹介されている事実はありません。
3-16	118	図3.2-2 農業地域及び森林地域	1次	他のページでは保安林とされている箇所が本図では示されていません。どの図が正しい保安林区域を示しているのかご教示いただいた上で、本図の修正が必要であれば修正してください。	出典元の違いにより、保安林の表示が他とは異なっていました。「図3.1-24(1)重要な自然環境のまとまりの場の分布状況」及び「図3.2-17保安林の分布状況」においてお示している範囲が現時点で把握している最新の保安林の区域です。 方法書においては、別添3-16のとおり修正します。
3-17	119	(1) 河川、湖沼及び海域の利用状況	1次	①営農用水取水地点に係る情報の出典をご教示ください。 ②営農用水取水地点の名称が「旧」から始まりますが、現在も取水されていると解してよろしかったでしょうか。 ③営農用水の利用用途をご教示ください。	①地元の方から寄せられた情報に基づいています。 ②現在の取水状況については、把握できていません。今後、現地確認を行い、その利用実態を把握する考えです。 ③利用用途についても、利用の有無と合わせ、今後、把握する考えです。
3-18	119	(2) 地下水の利用状況	1次	事業実施想定区域及び周辺に住宅が存在していますが、飲用井戸の有無の確認状況についてご教示ください。	資料調査では飲用井戸の有無は確認できませんでした。また、現時点では現地調査や聞き取りなどでの確認は行っておりません。
3-19	126	(2) 産業廃棄物	1次	平成24年度のデータについて記載されていますが、直近のデータを把握する必要性について事業者の見解をご教示ください。	出典元におけるデータが平成24年度版だったため、配慮書においてはその情報を掲載しております。今後、最新の情報の把握に努めます。
3-20	133	ウ. 水質汚濁	1次	水域類型指定について、河川及び湖沼については記載されていますが、海域については記載されなかった理由をご教示ください。	大変失礼しました。海域における類型指定について記載が漏れていましたので、方法書においては海域について記載を追加します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-21	152	エ. 水質汚濁	1次	「窒素が湖沼プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼」は存在しないとされていますが、北海道循環型社会推進課HPに掲載されている「水質汚濁防止法に基づく届出の手引き」(令和5年5月)(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/suidakuboushi.html)では、北辰ダム貯水池及びメグマ沼が該当するとされていますので、改めて確認の上、正しい内容をご教示ください。	大変失礼しました。ご指摘の通りですので、以下の通り修正します。また、方法書において図面を追加します。 --- 事業実施想定区域及びその周囲においては、表 3.2-33 における注4に記載されている「窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼」として、北辰ダム貯水池及びメグマ沼が指定されている。
3-22	153	図3.2-12 燐含有量排水基準適用公共用水域	1次	①出典の告示について、最終改正は平成12年とされていますが、国立国会図書館が運営する「日本法令検索」のHP(https://hourei.ndl.go.jp)によると、令和5年2月28日環境省告示第3号が最終改正ではないでしょうか。 ②北辰ダム及び北辰ダムに流入する河川のほか、声間川に流入すると思われる支流の一部は、燐含有量について排水基準が適用される凡例が適切に反映されていないと思われます。改めて確認の上、正しい内容をお示しください。	①失礼しました。ご指摘のとおり、「令和5年2月28日環境省告示第3号」が最終改正ですので、方法書においては別添3-22の赤字のとおり修正します。 ②失礼しました。方法書においては別添3-22のとおり図を修正します。
3-23	155	図3.2-13 上乗せ排水基準適用公共用水域	1次	声間川に流入すると思われる支流の一部は、稚内海域を対象とした上乗せ基準が適用される凡例が適切に反映されていないと思われます。改めて確認の上、正しい内容をお示しください。	失礼しました。方法書においては別添3-23のとおり図を修正します。
3-24	160	(c) 鳥獣保護区等の指定状況	1次	本出典の最新版は令和5年度版となりますが、表内の情報の更新は必要ないでしょうか。	情報提供いただきありがとうございます。 配慮書作成にあたっての情報収集時点では令和4年度版が最新だったため、令和4年度版の情報を掲載していました。方法書においては令和5年度版に更新します。 なお、内容を確認したところ、事業実施想定区域及びその周囲における鳥獣保護区等の情報の更新はありませんでした。
3-25	162	(b) 保安林	1次	事業実施想定区域内にある防風保安林は今後変更する可能性があるのでしょうか。現段階の想定で構いませんので、事業者の見解をご教示願います。	基本的には防風保安林を避けた造成計画としたいと考えていますが、現段階ではその可能性が無いとは言えない状況です。

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	180	表4.1-1 計画段階配慮事項の選定状況	1次	本配慮書では「超低周波音」を配慮事項として選定されておりましたが、住民等から超低周波音による不安や懸念が示された場合、現時点で事業者としてどのような対応を見込まれているのかをご教示願います。	超低周波音については住民の方の関心が高い事項であると承知しており、「稼働中の風力発電設備から発生する超低周波音に対する適切な対応について(依頼)」(2020年8月31日)等も踏まえ、方法書以降においては、環境影響評価項目として選定し、調査、予測及び評価を行う考えです。
4-2	187	評価の手法	1次	各環境要素における評価の手法はいずれも「予測結果及び環境保全措置の内容から、事業による重大な影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討した。」とされていますが、実際の評価結果は、「回避又は低減できる可能性がある」とされています。評価の手法と実際の評価結果に不整合が生じていますので、配慮書段階の評価として、どのような観点からどのように評価を行い、評価結果を得たのか、環境要素毎に説明願います。	「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省産業保安グループ電力安全課、令和2年11月)において、計画段階配慮事項に係る評価の手法として、「重大な環境影響が、実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討する」と記載されていることから、本事業においては「回避又は低減されているかを検討」することとしました。そのうえで、各環境要素について予測結果及び今後実施する事項に基づき検討した結果、「回避又は低減」できる可能性がある」と評価したものです。
騒音 4-3	203	(b) 評価結果	1次	・4つ目における「適切に環境保全措置を講じる」とは、具体的にどのような対応を想定されているのかをご教示ください。なお、・3つ目における「必要に応じて住宅からの距離の確保に努める」との違いがわかる回答としてください。	具体的な環境保全措置は今後の調査及び予測の結果に基づき検討しますが、例えば低騒音となる風力発電機の採用等の措置があるものと認識しています。
風車の影 4-4	206	(b) 評価結果	1次	・3つ目における「適切に環境保全措置を講じる」とは、具体的にどのような対応を想定されているのかをご教示ください。なお、・2つ目における「必要に応じて住宅からの距離の確保に努める」との違いがわかる回答としてください。	具体的な環境保全措置は今後の調査及び予測の結果に基づき検討しますが、例えば単純な離隔の確保だけでなく、風力発電機の配置の変更によっても影響の回避又は低減が可能と認識しています。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
動物 4-5	210	動物の重要な種及び主な生息環境	1次	①インドガンが記載されていますが、本地域に生息しているのでしょうか。文献に本種の生息情報がどのように記載されていたのか、ご教示願います。 ②P221の図4.3-12及び4.3-13のほか、P231の専門家ヒアリングにおいて、オジロワシ等が営巣や囀として樹林を利用することが示されていますが、主な生息環境に反映されていません。主な生息環境は、影響の程度を予測する上での基盤となる情報の一つであり、オジロワシ等の生息環境に樹林を加える必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。 ③タンチョウは草地や牧草地にも飛来することがありますが、主な生息環境に反映する必要はないのでしょうか。事業者の見解を伺います。 ④鳥類に限らず、各種群において複数の専門家等に、より詳細なヒアリングを行い、生息環境の情報を精査し、それを反映する必要があると考えますが、事業者の見解を伺います。	①出典元において、「迷鳥」として稚市内での確認記録がありました。なお、確認種の抽出にあたっては留鳥・迷鳥等の区分はしていません。 ②ご指摘のとおり、文献その他の資料にて樹林における囀利用の記載があり、かつ専門家ヒアリングにおいて言及していただいておりますので、方法書において別添4-5のとおり修正します。 ③ここでは図鑑等に基づき主な生息環境を整理しているため、草地や牧草地への一時的な飛来については考慮していません。 ④配慮書段階においては、コウモリ類、鳥類については風力発電事業においてバードストライク、バードストライクの懸念が大きい分類群であるものの、文献調査だけでは最新の生息情報や渡りの状況等の情報が十分ではないと考え、ヒアリングを実施しました。 その他の動物については、既存文献から配慮書段階の予測評価に必要な情報を把握できるものと考え、実施しませんでした。 方法書以降において、調査手法の選定や調査結果の精査等にあたり、既存の調査手法や既存文献のみでは知見が不足している場合等には専門家等へのヒアリングを実施します。
動物 植物 生態系 4-6	237 246 255	評価結果	1次	今後実施する内容として、生息・生育が確認された重要な種に対する環境保全措置や、コウモリ類や鳥類の衝突防止に向けた環境保全措置を検討することが記載されていますが、現時点でどのような措置を検討予定なのか、ご教示願います。	具体的な環境保全措置は今後の調査及び予測の結果に基づき検討しますが、例えば風力発電機と営巣地等との離隔の確保や、衝突による著しい影響が生じる可能性のある範囲への風力発電機の設置を避ける等の措置があるものと認識しています。
植物 4-7	239	調査手法	1次	動物と異なり、専門家等へのヒアリングが行われていませんが、専門家等へのヒアリングを不要と考えた理由をお示しください。	植物については、既存文献の収集により配慮書段階の予測評価に必要な情報を把握できるものと考え、実施しませんでした。 方法書以降において、調査手法の選定や調査結果の精査等にあたり、既存の調査手法や既存文献のみでは知見が不足している場合等には専門家等へのヒアリングを実施します。
生態系 4-8	255	評価結果	1次	事業による重大な影響が回避又は低減できるとしていますが、風力発電機設置範囲のほぼ全域が重要な自然環境のまとまりの場である「水源かん養保安林」となっているほか、植生自然度の高い群落についても同様の状況となっています。これら重要な自然環境のまとまりの場への影響について、影響を回避する余地は残されているのでしょうか。事業者の見解を伺います。	水源かん養保安林については、ご指摘のとおり風力発電機設置想定範囲と重複しているため影響の回避は難しいと考えますが、事業計画の検討にあたっては実行可能な範囲で改変面積を縮小することで影響の低減に努める所存です。 植生自然度の高い植物群落については、ご指摘のとおり、「自然環境保全基礎調査」の結果に基づけば、風力発電機設置想定範囲のほぼ全てが、自然植生のうち植生自然度が高い(自然度9~10)とされる凡例に該当しています。また、植生自然度が高い凡例については可能な限り改変を避けるべきであるとの考え方については理解しています。一方で、本事業の風力発電機設置想定範囲である主稜線は過去に他事業者により風力発電機の建設が計画され環境影響評価法に基づく確定通知が発出された場所であり、また、タツナラシ山は3-10にて回答のとおり過去に度々発生した山火事により植生が消失した後に成立した二次植生であることから、「自然環境保全基礎調査」の結果のみを以って判断するものではないと考えます。そのため、今後の現地調査において自然度の高い植物群落の範囲の把握を行うとともに、事業計画の検討にあたっては、現地調査結果に基づき、植生自然度の高い植物群落の分布状況に応じて可能な限り影響の回避に努め、回避が困難な場合においては実行可能な範囲で改変面積を縮小することで影響の低減に努める所存です。
景観 4-9	262	主要な眺望景観への影響	1次	垂直見込角約8.0度を重大な影響が生じるおそれがあるか否かの判断基準としていますが、これは圧迫感を覚え始める値であり、出典には、これより低い垂直見込角から気になり始めることが記載されています。景観としての影響を考えると、スカイラインの分断等、圧迫感に関わらず重大な影響が生じる場合が考えられますが、垂直視野角8.0度未満の眺望点について、重大な影響が生じるおそれがないとすることの妥当性について、事業者の見解を伺います。	配慮書段階では、現地からの視認状況の把握ができていないため、主要な眺望景観に対する重大な影響が生じるおそれがあるか否かの判断基準として、風力発電機に対して圧迫感を覚え始めるとされる「垂直見込角約8.0度」を採用いたしました。 今後、現地において眺望点の利用状況や眺望の状況を把握し、フォトモニター等により風力発電機の視認状況を予測します。
景観 4-10	262	主要な眺望景観への影響の予測結果	1次	メグマ沼自然公園について、不可視であるとしていますが、P260を見る限りでは可視領域に位置するように見えます。当該地点が不可視であることが分かる資料をお示し願います。	別添4-10のとおりお示します。 なお、当該地点位置はメグマ沼自然公園内における代表地点を示したものであり、今後の現地調査において視認状況を改めて確認したうえで予測及び評価を行います。